

令和6年度 予算審査特別委員会会議録（第5号）

令和6年3月14日（木曜日）
安平町議会議場（総合庁舎）

1 付託事件

No.	件 名
1	令和6年第2回安平町議会定例会 議案第39号 令和6年度安平町一般会計予算について
2	令和6年第2回安平町議会定例会 議案第40号 令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
3	令和6年第2回安平町議会定例会 議案第41号 令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
4	令和6年第2回安平町議会定例会 議案第42号 令和6年度安平町介護保険事業特別会計予算について
5	令和6年第2回安平町議会定例会 議案第43号 令和6年度安平町水道事業会計予算について
6	令和6年第2回安平町議会定例会 議案第44号 令和6年度安平町下水道事業会計予算について

2 出席委員（10名）

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委員長	小笠原 直 治	副委員長	三 浦 恵美子
委 員	工 藤 秀 一	委 員	米 川 恵美子
委 員	鳥 越 真由美	委 員	工 藤 隆 男
委 員	箱 崎 英 輔	委 員	内 藤 圭 子
委 員	高 山 正 人	委 員	梅 森 敬 仁

3 欠席委員

職 名	氏 名
委 員	田 村 興 文

4 委員外出席議員

職 名	氏 名
議 長	多 田 政 拓

5 説明のため出席した者の職氏名

(1) 町長事務部局

職名	氏名	職名	氏名
町長	及川 秀一郎	副町長	田中 一省
総務課長	木林 直樹	総務課参事	池田 恵司
政策推進課長	渡邊 匡人	政策推進課参事	山口 崇
税務住民課長	奥田 浩司	税務住民課参事	佐々木 智紀
産業振興課長	森池 和哉	建設課長	塩谷 慎嗣
建設課参事	伊藤 富美雄	健康福祉課長	阿部 充幸
健康福祉課参事	小坂橋 憲仁	水道課長	蟹谷 光宏
水道課参事	谷村 英俊	総合支所長	大窪 好己
商工観光課長	村上 純一		

(2) 教育委員会事務部局

職名	氏名	職名	氏名
教育長	種田 直章	教育次長	永桶 憲義
教育委員会参事	佐々木 英生		

(3) 監査委員

職名	氏名
代表監査委員	小川 誠一

6 議会事務局出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	木林 一雄		

会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前10時00分〕

◎ 再開・開議宣告

○委員長（小笠原直治君） 皆様おはようございます。昨日に引き続き予算審査特別委員会を再開します。只今の出席委員数は10名であり定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

◎ 令和6年第2回安平町議会定例会 議案第40号

○委員長（小笠原直治君） それでは本委員会に付託された議案第40号、令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第40号朗読

議案第40号

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

別冊の予算書をご覧ください。

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度安平町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ874,701千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明致します。令和6年度国民健康保険事業特別会計予算については、平成30年度からの北海道広域化により、保険給付費は北海道からの交付金で賄われ、国民健康保険事業費納付金は、国保税及び保健基盤安定負担金などの一般会計繰入金を財源に北海道へ納めることで安定した事業運営となっております。令和6年度は前年度比1.79%の減額予算となっております。

それでは歳出の主な内容についてご説明致します。予算書17ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費(1)国保運営経費は参考図書等の消耗品費や限度額証の印刷製本費、国保事務電算処理業務委託料が主なものとなります。18ページ、2目連合会負担金は説明欄記載のとおりとなります。19ページにわたる2項1目賦課徴収費(1)賦課徴収事務経費は保険税徴収にかかる事務経費として説明欄記載のとおりです。3項1目運営協議会費は前年同額の計上となります。20ページ、2款保険給付費、1項療養諸費は医療費の給付に関する予算計上となり、令和2年度から令和4年度の過去3か年の実績を基に算出しております。予算額は説明欄記載のとおりとなりますが、1目一般被保険者療養給付費から21ページにわたる3目審査支払手数料までにつきましては被保険者数の減少に伴い減額となります。2項1目一般被保険者高額療養費は過去3か年の実績により増額。2目一般被保

険者等高額介護合算療養費は前年同額となります。22ページにわたる3項移送費は前年同様科目設定。4項1目出産育児一時金については4件分として計上。23ページにわたる5項1目葬祭費については前年同額となります。24ページ、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分及び25ページにわたる2項後期高齢者支援金等並びに3項介護納付金分までの項目は総額2億6638万8000円を北海道へ納付するための科目で被保険者の減少により減額となります。この納付金は北海道全市町村の医療費推計値に基づき北海道から安平町に提示されたもので、安平町はこの納付金を収めるため、保険税収納額と基盤安定繰入金等を財源として納付するものとなっております。続く26ページ、4款共同事業拠出金は前年同額となります。27ページ、5款財政安定化基金拠出金は前年同額となります。28ページ、6款保健事業費は、市町村が実施する医療費削減対策の予算として計上しておりますが、1項1目12節委託料は脳ドック業務を40件分、動脈硬化予防健診業務を15件分として計上しております。10節需用費及び11節役務費はレセプト点検等の適正化対策の経費として計上しております。29ページ、30ページにわたる2目特定健康診査等事業費は受診率向上に向けて事業を行っているところですが、令和6年度においては、国保連合会との共同事業でAIを活用した受診勧奨業務の実施及び国の健診・保健指導プログラムに合わせたシステム改修を実施するため増額となっております。31ページから32ページにわたる7款諸支出金、1項の各目は過年度還付金及び償還金として前年同額の計上となります。33ページにわたる2項1目一般会計繰出金は、一般会計で実施するインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種料の国保被保険者分として繰出すものとなります。34ページ、8款予備費は前年同額で計上。

次に歳入をご説明します。5ページをお開きください。1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税ですが、1節から7ページにわたる3節までは一般被保険者の現年課税分として、続く4節、5節、8ページ6節は一般被保険者の滞納繰越分として計上しております。2目退職者被保険者等国民健康保険税の1節から9ページにわたる3節までは滞納繰越分の計上で科目設定となります。国民健康保険税につきましては被保険者数の減少により減額となっており、総額で1億9003万3000円、前年度比1.58%の減額となりますが、保険基盤安定負担金の一般会計繰入金と合わせ、北海道から提示された納付金を納入できる予算となっております。続いて10ページ、2款国庫支出金、1項1目出産育児一時金臨時補助金は、歳出2款4項出産育児諸費の補助金となります。11ページ、3款道支出金、1項1目保険給付費等交付金、1節の普通交付金は医療給付費分として歳出2款保険給付費と同額で計上。2節の特別交付金は医療費削減対策等の経費として交付されるもので、保険者努力支援分、特別調整交付金は前年同額として計上。道繰入金は財源調整のため減額。特定健康診査等負担金は受診勧奨対策業務実施のため増額となっております。2項1目財政安定化基金交付金は科目設定。12

ページ、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、これまで同様に1節、保険基盤安定繰入金保険税軽減分、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分の保険税の軽減補填分として、国、道から一般会計に交付を受けた額に4分の1の町負担分を加算した額を繰入れており、過去3か年の推計を基に算定しております。3節未就学児均等割保険税繰入金から13ページにわたる7節その他一般会計繰入金までは説明欄記載のとおりとなります。14ページ、5款繰越金は科目設定。15ページから16ページ、6款諸収入は前年同額での計上となります。

以上で説明を終わりますがご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

- 委員長（小笠原直治君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本会計は歳出からページごとに質疑を行います。歳出17ページをお開きください。17ページ質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（小笠原直治君） なければ18、19ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 三浦委員。
○7番（三浦恵美子君） 19ページの3項1目運営協議会、運営経費ですが、こちら予算編成の前に会議が行われたと思いますが、協議会で出されたご意見がどのようなものがあつたか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 運営協議会費の関係ですが、こちらは令和6年2月27日に実施していきまして、令和4年度決算と令和6年度予算について審議しています。その他第3期国民健康保険データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画についても審議いただいています。予算の方については税率変更、制度変更も特に入れなかったということでご承認いただいています。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

- 7番（三浦恵美子君） 特にご意見が出なかったということの認識で良いのでしょうかね。意見が闊達に出されるような協議会になるように今後どのように考えていらっしゃるか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 運営協議会の関係なのですが、平成30年度からの北海道広域化によりまして保険給付費は基本的には北海道が支払うこととなっています。安平町は国民健康保険事業費納付金を国保税及び保険基金安定負担金などの一般会計繰入金を財源に北海道へ納めるということになっていますので、そういった関係でもなかなか昔のように活発な意見というのはなかなか出づらいものとなっているのかなという印象です。

- 委員長（小笠原直治君） よろしいですか。その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（小笠原直治君） それでは20、21ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 三浦委員。
○7番（三浦恵美子君） 21ページの2項1目一般被保険者高額療養費の関係なのですが、こちら情報収集分析をしている最中だということでご答弁昨年いただいていたと思うのですが、その後の経過をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 高額療養費の分析ということでよろしいでしょうか。高額療養費の部分については、町全体の状況になってしまうのですが、今保険事業と介護予防の一体的実施の中で様々な分析を始めている最中なのですが、平均余命に影響している死亡の要因のうち安平町で今1番目に多いのが虚血性心疾患。2番目に多いのが脳血管疾患。3番目に多いのが腎不全となっています。その他介護の方では平均自立期間に影響している介護の状況で、要介護認定者において心臓病が第1番。2番目が脳血管疾患というところが多く出ています。国保についての分析として、令和4年度ですが一人当たりの医療費が3万660円となっていて、国や北海道と比べて

北海道よりは低いのですが国よりは高いところになっています。高額の部分で医療費が月 30 万以上の高額になる疾患については予防可能な重篤な生活習慣病であるということで腎不全、脳梗塞、虚血性心疾患が上位に挙がっています。その他重症化した生活習慣病に至った基礎疾患を有している者というところでは高血圧症、糖尿病、脂質異常症といった部分が多くなっています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） そこら辺も介護と医療の一体で今後解決というか減らしていきけるように進めていくということによろしいですね。今後の方向性としては。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） そうですね。こちらの方どういった形で分析したのかは国保データベースシステムを安平町で分析しながら、一部国保連に情報も受けながら今後の健康延伸寿命の関係で一体的にやっていきたいと思っていますので今後も進めていきたいと考えています。

○委員長（小笠原直治君） その他。それでは 22、23 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） それでは 24、25 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） それでは 26、27 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） それでは 28、29 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

- 7番（三浦恵美子君） まずは28ページの1目保健衛生普及費の健康管理事業経費の委託料の脳ドックの関係ですが、40件の計上ということでご説明いただいたのですが、人数を今後拡大していく方向性で考えていただけないかなということだったのですが、定員に達してしまっていて受けられなかった方もいらっしやうと耳にしたものですから今後どのようにしていくか。40件のままでいいと分析されているのか、それともちょっと増やした方がいいかなと思っらっしやるのかその点についてお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 脳ドックについては令和5年度ですが今のところ予定は16名の方が検診を受けているところで、空きはあったのですが一部期限を過ぎてからの申請がありまして、そこは安平町と病院の方で協定を結んで何時までと決められていますので、決められた期間でないと受けられないところがありました。こちら脳ドックの検診はなかなか新規の部分でいうところが広まっていけない部分もあるのですが、毎回申し込みのある方というのはご自分で定期的に年数がある程度5年とか4年とか経ってから検診を受けていただくとかルーチン化してきていますので、新規については何度か申していますが、高齢者の保健事業と今介護予防の一体的実施の中にこの脳ドック検診を入れて健診で健康状態不明者256人いますので、その方を保健師が回って状況を確認している最中ですので、そのリストがある程度上がってくればこっちの方に受診を勧奨していくところを今考えています。
- 委員長（小笠原直治君） よろしいですか。他に。

〔箱崎委員挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 箱崎委員。
- 8番（箱崎英輔君） 28ページ、2目の特定健康診査についてお聞きします。AIを活用ということでこの辺もう少し詳しくお聞かせ願いますか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） こちら令和2年度にも実施していたのですが、健診未受診者にこの時も色んな分析しながら5種類の通知文を発送してその中であなたの健康状態はこうなので、こういったことに気を付けてくださいという説明文とともに健診どうですかという案内文を通知していました。

令和元年度の受診率が40.9%。このAIを活用した部分の実施をした時には令和2年度は42.3%の受診率ということで1.4ポイント上がっています。今年度は今受診率が下がっている部分もありましたので、令和6年度にまたもうちょっとAIの精度が上がってきていますので、病院の受診歴等のデータを分析しながら一人一人に合わせた通知文を今度はもっと種類を多くして通知文を送ろうと考えています。また、かかりつけ医が追分クリニック又は渡邊医院でありましたら、その部分合わせて病院で健診受診しませんかというところも合わせてやっていきたいと考えています。

〔箱崎委員挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 箱崎委員。
- 8番（箱崎英輔君） AIのことを聞いたのはより具体的に数値になって町民の方に通知できるというところがあると思うのですが、先日ご説明いただいた時に最近の受診率が39%ということで国の目標値の60%を大きく下回っていると。それとか1人あたりの生活習慣病医療費は健診未実者は健診実施者の11.2倍といった本当の事実を知らせて町民の方に受診しないと町の財政にも影響を与えていますよということをお伝えできるのかなと思うのですけどいかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） そうですね。確かに受診率が39%というところで国の目標値とかなり乖離しているところがありまして、そこが国民健康保険の給付費をバックしているところも否めませんので、そういった形で合わせて通知できればなと考えています。

- 委員長（小笠原直治君） よろしいですね。その他。

（「なし」の声あり）

- 委員長（小笠原直治君） それでは30、31ページ。

（「なし」の声あり）

- 委員長（小笠原直治君） それでは32、33ページ

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） それでは34ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。
5ページをお開きください。5、6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） それでは7、8ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 7ページの医療給付費分の滞納繰越分ですが、昨年現
年で収まらなかった部分がなかなか収まらないとのことだったのですが、そ
の後の経過について伺います。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） 滞納繰越の関係ですが、なかなか徴収というか
収納には結び付いていないというところですが、粘り強い交渉をして納入に
つなげていきたいと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） なかなか収まらない方の中には色々な事情とかもお話
するのですがあるのではないかなと思うのですが、そこら辺の洗い出しとか
もある程度できているんだったと思うのですが、丁寧なご相談も受けてやっ
ているとのことだったのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司） 周知というか納入が難しい方に関しては分割納税
とかご相談というところを基本的に達成率、粘り強い交渉につなげていき

いと考えています。

○委員長（小笠原直治君） よろしいですか。いいですか7、8は。

○委員長（小笠原直治君） それでは9、10ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） それでは11、12ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） それでは13、14ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） それでは15、16ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければ以上で歳出・歳入の質疑を終わり、次に総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず1点目なのですが今後令和8年度を目途に課税方式を4方式から資産割廃止して3方式に移行するという方針を出されたのですが、こちら北海道とも急激に保険税が上がらないように協議をしていると昨年教えていただいたのですが、そちらの進捗について伺いたいののですが、特に低所得者に対しては大きな影響を受けると危惧されると思うのですが、そこに配慮した移行が必要かと思うのですがいかがですかということが1点。あとこちら申し訳ないのですが素朴な疑問で3方式に変更になった後は今保険税という名称して運用されていると思うのですが、保険料と変更になっていくのかどうか。変更になったらどのように変わっていくのかこの2点をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 保険税の賦課方式の関係ですが、令和4年度末の支払準備基金の額が2億4869万1191円となっています。今後保険税の令和12年度を目処に北海道の方では保険料を統一すると決まっていますので、その前段階の4方式から3方式。所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の4方式なのですが、その部分の資産割額を廃止して3方式にするということで今北海道とシミュレーションを行っています。基本的には資産割額を廃止して当然減収になってしまいますので、そこは今先ほど申した支払準備基金を取り崩して充当するというシミュレーションを北海道と打ち合わせしてそこも了解を北海道から取れておりますので、今後は協議が進んで早いうちに3方式というところを実現したいと考えています。保険税から保険料なのですが、基本的にはそのまま3方式に移っても保険税となりますし、12年度の部分のところではそこはまだ北海道には確認していませんので今後確認したいと思っています。

○委員長（小笠原直治君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を認めます。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） 討論なしと認めこれから採決します。本委員会に付託された議案第40号、令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。よって議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎ 令和6年第2回安平町議会定例会 議案第41号

○委員長（小笠原直治君） 本委員会に付託された議案第41号、令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題と致します。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第41号朗読

議案第41号

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別改正予算について

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

別冊の予算書をご覧ください。

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明致します。この会計は保険料と保険基盤安定繰入金を財源として、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付金を収めることが主なもので、その他、事務費等の歳出に伴う交付金を計上する予算となります。

はじめに歳出をご説明します。9ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費（1）総務一般事務経費は保険証等の更新や保険料の納入に係る事務経費となります。10ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入と保険基盤安定繰入金を加えた額の計上となります。11ページ、3款保健事業費、1項1目保健衛生普及費は脳ドック健診の委託料で20件分の計上となります。12ページ、4款諸支出金、1項の各目は前年同額を計上。13ページ、5款予備費についても前年同額の計上としております。

続いて歳入をご説明します。5ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料、1項1目1節現年分は北海道後期高齢者医療広域連合の定めた率により計上したもので、歳出被保険者数の増加等により、前年度と比較し1631万6000円増額となっております。6ページ、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は事務費分と保険基盤安定繰入金で構成され、保険基盤安定分については所得の低い方への保険料軽減額影響分として補填されるものです。7ページ、3款諸収入及び8ページ、4款繰越金については科目設定としております。

以上で説明を終わりますがご審議の上ご承認くださいますようお願い致します。

○委員長（小笠原直治君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出9ページをお開きください。9ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければ10、11ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければ12、13ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければ以上で歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページについて質疑はありますか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 5ページと6ページのところでまず保険料の部分と保険基盤安定繰入金の部分の関係でお伺いしたいのですが、先ほど被保険者数が増加しているとおっしゃっていましたが、口座引き落としになっていない方とか納め忘れとかも増えそうな気がしているのですが、この辺の関係と保険基盤安定繰入金の部分も対象者が年々増加してきて所得が減ってきているのかなという感じなのですが、この辺を今後広域なのでなかなかご答弁も難しいかと思うのですが、どのように見ていらっしゃるか伺います。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） 納め忘れの件ですが、75歳になった時点で納付書が行く感じになるのですが、最初は皆さん年金から天引きされるという勘違いが多くあり、かなり納め忘れは確かにあるという実態はあります。それで毎月納税担当が各家庭を訪問して年金から天引きにはならないのですよというご説明をして納付に繋がっている状況です。

○委員長（小笠原直治君） よろしいですか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） この軽減の関係の対象者が増えてくるけれどもどうか。今後そこら辺は広域だからご答弁がなかなか難しいということでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらの保険基盤安定繰入金の金額なのですが、基本的には後期の連合の方で人数を仮算定といいますか、実態とは違う前もって推計値といいますか、そういった数値で上がってくるものが来まして、それをそのまま安平町の方では同じ数字をただ上げているところでして、な

かなか実態というのがどういった推移になっているのかはこの数値とは違う数字になっています。ちなみに令和6年度の予算については7割軽減の方が819人、5割軽減が386人、2割軽減が223人、合計1428人となっています。

○委員長（小笠原直治君） よろしいですか。なければ7、8ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければ以上で歳出・歳入の質疑を終わり、次に総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 令和5年度から窓口負担が2割になったかと思うのですが、そちらの方、軽減措置も月額3000円と令和7年9月30日まで延びて軽減措置があるかと思うのですが、昨年189名が2割に移行したとご答弁いただいたと思うのですが、その分析難しいけれども広域に確認して推移を見ていくということでご答弁いただいていたのですが、その推移を見ながら受診控えとかの傾向、まだ軽減措置があるので大丈夫かなと思うのですが、そちらどのように担当課として見ていらっしゃるのか今後の見通しについても合わせて悪化しないかどうかそこら辺どのように考えているのか。健診なども頑張っておっしゃっていただいていたのですがその辺いかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 2割負担については前回189人の方が対象者というところでご案内しておりました。令和4年度の実績と3年度の実績の給付費の部分を金額だけなのですが調べさせていただきましたら、令和4年度の実績で1億657万6718円。令和3年度は1億608万6406円ということで差額が49万312円増えているというところを簡単な答えになってしまうのですが、受診控えはなかったのではないかなと。令和4年10月1日から令和7年9月までは外来の負担増の額は3000円までに抑えるというこの経過措置がありますので、この経過措置までの間は大丈夫なのではないかなと。受診控えといったところはそんなに心配しなくてはいいいのではないかなと

担当課の方では考えています。広域の方に受診控えのところを確認したのですが、やはり全体ではわかるらしいのですが、安平町のみというところになると難しいという回答を得ています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 経過措置が終了した後は広域からはどのような出ていないかもしれませんが方針が出されているのかもしれないかと、その先の方策が広域から出ていないとなると町として何か考えていく方向性・考えがあるかどうかこの2点をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 現在広域連合の方からはそういった案内はまだありません。町としての今後の私一担当としての考え方なのですが、現在この国が進めている持続可能な社会保障制度の確立においては、大きなこの制度変更に係る市町村の補完的な支援については、なかなか難しいのではないかなど。社会保障政策など国民生活の根幹に関わるような財政的支援は国が行って、市町村は保健事業とか介護予防といったところの支援を市町村でなければできない支援を町民に身近な支援をするところが基本的な町の役割なのではないかなど考えています。今後については給付費はでも下げていかなければならないということは考えていますので、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において生活習慣病等の発症、重症化に至る前段階の支援をしながら生活機能の低下を防止する高齢者の生涯にわたる健康の保持増進や健康寿命の延伸となるようなことを事業としてやっていかなければならないと考えています。

○委員長（小笠原直治君） よろしいですか。他に。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を認めます。反対の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） 討論なしと認め、これから採決いたします。本委員

会に付託された議案第 41 号、令和 6 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) 異議なしと認めます。よって議案第 41 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎ 令和 6 年第 2 回安平町議会定例会 議案第 42 号

○委員長(小笠原直治君) 本委員会に付託された議案第 42 号、令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計予算についてを議題と致します。説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○委員長(小笠原直治君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 議案第 42 号朗読

議案第 42 号

令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計予算について

令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 7 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計予算について、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものである。

別冊の予算書をご覧ください。

令和6年度安平町介護保険事業特別会計予算

令和6年度安平町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(保険事業勘定歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ912,903千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(介護サービス事業勘定歳入歳出予算)

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,226千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により保険事業勘定歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和6年度安平町介護保険事業特別会計、保険事業勘定予算についてご説明致します。令和6年度の当初予算につきましては、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間として策定致しました、第9期介護保険事業計画の1年目となり、保険料、保険給付費、地域支援事業費等、各項目の積算に基づいた予算編成となっております。

はじめに歳出のご説明を致します。20ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費は、22ページにわたり説明欄記載のとおりとなりますが、(1)介護保険事業人件費は職員2名分の人件費に係る経費となります。21ページから22ページにわたる(2)の介護保険事業事務費は、会計年度任用職員経費や被保険者証の印刷経費、電話料、保険者ネットワーク負担金等の事務経費が主なものとなります。22ページ、2目連合会負担金は科目設定。23ページにわたる2項1目介護認定審査会費は東胆振3町で共同設置しております審査会の事務局経費で、会計年度任用職員経費や認定審査会委員報酬、審査会資料の郵送料、テレビ会議通信料の事務経費が主なものとな

ります。24ページ、2項2目認定調査等費は介護認定調査に係る経費として、3目認定審査会共同設置負担金は、事務局に支払う安平町分の負担金となります。25ページ、2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス等給付費から28ページ、6項1目特定入所者介護サービス等費までは保険給付費として計上するもので、科目全体では8億2666万3000円で、前年度と比較し5025万5000円の減額となっております。この要因は第9期介護保険事業計画のサービス見込み量により計上されたものと令和5年度の実績を基に分析し、介護認定者の介護サービス利用の減が主な要因となっております。29ページから33ページにわたっては3款地域支援事業費となりますが、科目全体では5600万3000円で前年度と比較し509万4000円の増額となっております。29ページ、3款地域支援事業費、1項1目及び2目は総合事業に係るこれまでの実績に基づく計上で、30ページにわたる2項1目一般介護予防事業費は、介護予防事業に係る人件費及び介護予防教室委託料等の経費となっております。31ページにわたる3項1目包括的支援事業・任意事業費、1節報酬から4節共済費までは介護予防計画作成に係る人件費や認知症サポート医の経費を計上しており、7節報償費は認知症サポーター養成講座の講師謝礼やしゃんしゃん教室等への参加等に対する行政ポイントの計上。32ページにわたる12節委託料は高齢者台帳システムの保守及び在宅医療・介護連携の推進に係る経費、生活支援体制整備事業に係る経費が主なものとなります。33ページにわたる18節負担金、補助及び交付金及び19節扶助費は説明欄記載のとおりです。4項1目審査支払手数料は前年同額で計上しております。34ページ、4款諸支出金、1項1目は前年同額計上。2目償還金、35ページにわたる3目第1号被保険者還付加算金は科目設定。2項1目一般会計繰出金は家族介護用品助成事業を一般会計に繰出すもので、実績見込みにより増額計上としています。36ページ、5款予備費は前年同額で計上しております。

続いて歳入をご説明します。5ページをお開きください。1款保険料、1項1目1節現年度分は第9期計画に基づく保険料の積算となります。保険料については第8期に引き続き保険料の基準額を据え置きとしていますが、標準段階数の多段階化に伴い増額となっております。対象者の内訳については6ページに続く説明欄に記載の通りです。7ページ、2節滞納繰越分は科目設定です。8ページ、2款分担金及び負担金は認定審査会共同設置負担金として計上しております。9ページ、3款使用料及び手数料は科目設定となります。10ページ、4款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は居宅・施設、給付費別の補助率で説明欄記載のとおり計上。続く2項1目、11ページにわたる2目、3目についてもそれぞれの事業費に対する補助率で積算しております。4目保険者機能強化推進交付金及び5目保険者努力支援交付金についてはサービス給付の適正化や地域ケア会議、在宅医療介護連携推進事業の評価指標に基づく奨励交付金で、交付見込みにより増額で計上しております。12ページ、5款支払基金交付金は説明欄記載のとおりで、歳出2款及び3款

の給付費に一定の補助率で交付を受けております。13ページから14ページにわたる6款道支出金も同様に一定の補助率で北海道より交付を受けております。15ページ、7款繰入金は1項1目から3目までは保険給付費、地域支援事業経費、包括的・任意事業経費のそれぞれに対する負担割合で、国・北海道・支払基金からの交付金のほか、町から事業費の財源として繰入れるものです。16ページ、4目は低所得者の保険料軽減補填分として一般会計に交付を受けた額に町の負担分を上乗せして計上しております。5目その他一般会計繰入金は職員給与費2名分と歳出1款の総務費分を繰入するものです。2項1目介護サービス事業勘定繰入金は、この後説明致します介護サービス事業勘定から地域支援事業費の財源として繰り入れるもので、17ページ、8款繰越金は前年度繰越金として介護保険料の財源不足を見込み計上しています。18ページ、9款諸収入、1項1目から2項3目までは科目設定。19ページ、4目雑入は説明欄記載のとおりです。

続きまして介護サービス事業勘定予算についてご説明致します。48ページをお開きください。1款サービス事業費、1項1目介護予防計画作成事業費はケアプラン作成の委託料となります。49ページ、2款予備費は前年度同額の計上となります。50ページ、3款諸支出金、1項1目保険事業勘定繰出金は先ほど説明しました保険事業勘定へ繰出すための計上となります。

次に歳入についてご説明いたします。46ページをお開きください。1款サービス収入、1項1目介護予防計画作成収入は作成件数見込み1371件分の計上となります。続く2項は自己負担金収入として科目設定。47ページ、2款繰越金については前年度繰越金として科目設定となります。

以上で説明を終わりますがご審議の上ご承認くださいますようお願い致します。

- 委員長（小笠原直治君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本会計についても歳出から質疑を行います。はじめに保険事業勘定、次にサービス事業勘定の順に進め、総括的な質疑と討論は両事業勘定の質疑の後に一括でお受けしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（小笠原直治君） 異議なしと認めそのように進めていきます。それでは保険事業勘定の歳出から質疑を行いますので20ページをお開きください。20ページはありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） ないですね。したら 21、22 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければ 23、24 ページ。

（「なし」の声あり）

〔三浦議員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 25、はい、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 24 ページの 2 目認定調査等費の部分なのですが、こちら現在の状況と傾向について伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 令和 6 年度から安平町で事務局を厚真町から引き継いで共同設置で実施していくところになっていますが、この予算については審査会にかける件数の状況でいきますと安平町は 400 件、厚真町は 290 件、むかわ町は 440 件、合計で 1130 件を審査することで進んでいます。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 審査件数は増えているのかそれともそうではないのか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 審査件数について件数自体は徐々に増えているのですが、一部審査する間隔が延びたところもありまして、そこが平準化している部分もありますので、その年によって多かったりというのはありますが、全体としては徐々に増えていっていると認識しています。

○委員長（小笠原直治君） よろしいですか。他に。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければ 25、26 ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) なければ27、28ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) なければ29、30ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) なければ31、32ページ。

[三浦委員挙手]

○委員長(小笠原直治君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 31ページの一番上の認知症サポート医の報酬の関係ですが、昨年と同額の計上なのですが今後どのようにこの部分を進めていかれるのか今時点でのお考えをお願いします。

[阿部健康福祉課長挙手]

○委員長(小笠原直治君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 認知症サポート医の関係だったのですが、こちらは認知症初期集中支援チームの運用になりますが、こちらの方は多職種が連携する地域ケア会議のケア方針というものと認知症の専門医である認知症疾患医療センターとの連携により、最終的な方針を決定して支援していくところが基本となりますが、その認知症の方の病状中核症状に記名記憶障害、見当識障害、実行機能障害、失語失認失行という状況をまず確認しながら周辺症状があるかBPSD。あとは家族との関係がどうなのかも確認しながら認知症というのは家族との関係性の中でどう付き合っていくかというような病気であるということも言われていますので、支援者と家族が関係を作れているかどうかを総合的に判断してかかりつけ医と連携して行きたいと考えていきます。

[三浦委員挙手]

○委員長(小笠原直治君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 認知症サポート医の方もだんだん高齢化していかれて

大変かなと思うのですが、人材の確保についてはどのように考えていらっしゃいますか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 担当としては今現在このサポート医を継続していただくというお話はいただいていますので、今後のことについてはなかなか大変な部分は出てくるのかなとは思いますが、今のところは継続していただけるということで了解を得ています。

（理事者側協議）

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 現在サポート医は追分地区が晃先生で、早来地区が渡邊医院の渡邊先生がサポート医として活動していただいているところでは。

- 委員長（小笠原直治君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（小笠原直治君） 31、32 ではありませんね。それでは 33、34 ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 三浦委員。
- 7 番（三浦恵美子君） 33 ページの 19 節扶助費の成年後見制度の関係なのですが、記憶違いだったら申し訳ないのですが 1 名実際に動かれている支援されているとお聞きしているのですが、現在の進捗、今後について伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） こちらが今現在、成年後見制度の利用促進に向けて権利擁護の地域連携ネットワークの構築というところで始めています。令和 6 年度もそちらの方で実施していきたいと考えていますが、今現在 1 名の方が支援をしている方がいまして、令和 6 年度から市民後見人として

受任していただく運びとなっているのですが、今現在の状況については安平町社会福祉協議会が法人後見を受任しております。市民後見人の養成講座の受講者である法人後見支援員という方を今1年間試験的に支援していただいていますので、その支援員の方を安平町社会福祉協議会法人後見人が今管理の下1年間活動していただいています。今後については安平町社会福祉協議会が法人後見人を辞任して支援員が市民後見人として受任していただき、社会福祉協議会法人後見人が後見監督人として受任していただくと。この方式というのは市民後見人の養成について苫小牧市が家庭裁判所と連携して確立した養成の過程となっています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 養成講座の関係で何回か他の議員の方からもご指摘があったかと思うのですが、1回でも休むとダメになってしまうというこの大変なところで財源が出ないところで難しいのかなとは思っているのですが、今後ますます必要性が高まってくると思いますので要望を含め財源措置してほしいという要望も上げていただきたいのと同時に町としても何かそこら辺手当できないか検討いただけたらと考えるのですがいかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 昨年養成講座の関係で欠席してしまうとその後受けられないというお話がありまして、その部分を苫小牧市民後見センターに報告して打ち合わせた結果、Z o o m等の会議も今できるようになってきましたので、その1回だけ出れない部分も含めて今後受講できるように検討するっておっしゃっていましたので、6年度はZ o o m等を使った研修とかで実施できるような運びになるのではないかなと考えています。

○委員長（小笠原直治君） よろしいですか。それでは35、36ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 5ページの保険料の関係なのですが、ご説明いただいたとおり9段階までは基金取り崩しで据え置きになっていますが、多段階も増やしたというご説明を受けたのですが、これにより所得の少しある方は負担増になってくるのかなと思うのですが、納付できない方はあまりいらっしやらないかもしれないのですが、出てくる可能性があるかなと個人的には考えているのですが、今時点ではどのように押さえているのか、考えているのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらの多段階化になりまして、今までは9段階までということだったのですが、10段階から13段階まで4段階増えていきます。こちら的人数合計しますと68名の方が新たな区分で保険料を支払うことになっていまして、現在今までの既存の方法なのですが、督促をお出しして忘れていませんかと通知を出して、電話等で催促しながら納めてご理解もいただきながら納めていただける方法で考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 今時点で社会情勢として物価も上がって行って収入そんなにいっぱい増えていない状況も続いているのかなというところで、生活も苦しくなってくるかなと、まあこれぐらいなら大丈夫だろうっていう考えの方もいらっしゃるかもしれないですが、その辺含めて9期計画中で検証されるかと思うのですが、それを踏まえてでも増えていくから大変っていうところと狭間だとは思いますが、そこら辺検証されて整理されて考えていただけるか。勿論そうだと思うのですが確認の意味でよろしくお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらは国の方で決めた標準段階なのですが基本的には介護保険制度の持続可能性というところで今回こういった措置に踏み切ったところです。10段階の方の所得の区分なのですが、本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方。11段階においては520万円以上620万円未満の方。12段階については620万円以上720万円未満の方。13段階については720万円以上の方というところになっていま

すので、現在の少子高齢者、生産年齢人口の減少を鑑みまして介護保険制度の持続性を確保するためにはやむを得ない措置なのではないかなということ担当課では考えています。

○委員長（小笠原直治君） よろしいですね。それでは6、7ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければ8、9ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければ10、11ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 11ページの5目介護保険保険者努力支援交付金の部分ですが、指標に基づいて評価を得られた上での増額かと思うのですが主要因をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちら令和2年度より創設された財政的インセンティブの交付金となりますが、介護予防健康づくり等に資する取り組みとして相対評価される指標となります。全市町村が相対評価されています。こちらの交付金については令和4年度の取り組みにおいて指標の確認ポイントや制度、Q&Aなどの理解を深めることでより多くの点数を加点することができました。ポイントとしては前年度1030ポイントだったのが1339ポイント獲得しまして順位は959位から462位と上がっています。今後もこの地域支援事業地域包括支援センターの方で目一杯やらせていただいているのですが、こういった指標の獲得のQ&Aとか見ながら理解を深めることで加点も取れますのでそういったところも取りながら今後も実施していきたいと考えています。以上です。

○委員長（小笠原直治君） よろしいですか。それでは10、11はよろしいですね。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) なければ12、13ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) なければ14、15ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) なければ16、17ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) なければ18、19ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) なければ以上で保険事業勘定の質疑を終わり、次に介護サービス事業勘定の質疑を行います。歳出48ページをお開きください。48ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) なければ49、50ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。46ページをお開きください。46、47ページではありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) 歳入の質疑がなければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長(小笠原直治君) 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 昨年のご答弁を踏まえて伺います。安平町在宅医療介護連携事業について、昨年は追分クリニックと打ち合わせしてセミナーや研修ができないかということで、ただまだ委託まではしていないとおっしゃっていただいていたのですが、令和4年は東病院の方で嚥下についての検証を行ったと教えていただいたのですが、今後東病院と追分クリニックとの打ち合わせ、今年始まったのでできるところまでやるとのそのようなご答弁だったのですが、現在の進捗状況などお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 在宅医療介護連携推進事業なのですが、こちらは在宅医療と介護サービスを一体的に提供することや入院から退院、在宅等の復帰へスムーズな支援を行えるようにするため要綱に定めながら各事業を行っています。連携にかかる相談支援の取り組みとしては、あびら追分クリニックに介護連携相談室を設置してしまして、看護師1名が対応にあたっています。令和4年度は560件ほどの相談があり報告を受けています。また、医療介護連携会議の取り組みとしては、令和4年11月に町の保健師による講話と苫小牧東病院による嚥下についての研修会をZoomの会議で開催してしまして、町内の20事業所27名の参加がありました。この各事業あるのですが、基本的には委託ところまでは至っていないのですが、地域包括支援センターと東病院さん、追分クリニックさんと打ち合わせしながらこういった研修会をやっていますので、今後はこの部分で委託等できればいいかなというところはあるのですが、そこは各事業所が連携取りやすいような形がどういったものがその委託がそうなのか町でやった方がいいのかというところは各事業所と相談しながら今後も進めて参りたいと思っています。

○委員長（小笠原直治君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） 討論なしと認めこれから採決いたします。本委員会に付託された議案第42号、令和6年度安平町介護保険事業特別会計予算について原案のとおり可決すべきものと決定することに異議はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) 異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎ 令和6年第2回安平町議会定例会 議案第43号

○委員長(小笠原直治君) 本委員会に付託された議案第43号、令和6年度安平町水道事業会計予算についてを議題と致します。説明を求めます。

[谷村水道課参事挙手]

○委員長(小笠原直治君) 水道課参事。

○水道課参事(谷村英俊君) 議案第43号朗読

議案第43号

令和6年度安平町水道事業会計予算について

令和6年度安平町水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求めます。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和6年度安平町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものである。

令和6年度安平町水道事業会計予算について提案説明をします。令和6年度予算の収入合計は4億5444万8000円で前年度予算対比1438万円の減額、率で3.1%の減となります。また、支出合計は4億8368万1000円で前年度予算対比2191万円の減額、率で4.3%の減額となります。予算書表紙次のページに移ります。

令和6年度安平町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度安平町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数3480戸、(2) 年間総配水量79万5700m³、(3) 1日平均配水量2180m³、(4) 主要な建設改良事業、基幹管路耐震化整備工事1168万2000円。北進浄水場機器更新工事2420万円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入第1款水道事業収益3億9510万円。各項は記載のとおりです。1ページめくりまして支出第1款水道事業費用3億4869万1000円。各項は記載のとおりです。収益的収入及び支出は年度内における事業運営にかかる収入と費用を整理したもので、収入は水道料金や一般会計繰入金など、支出は水道施設の維持管理経費や職員人件費などとなります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出に対して不足する75,142千円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,565千円、当年度損益勘定留保資金47,248千円、減債積立金24,329千円で補填するものとする)

収入第1款資本的収入5934万8000円。各項は記載のとおりです。支出第1款資本的支出1億3499万円。各項は記載のとおりです。資本的収入及び支出は年度内における資本形成に伴う収支を整理したもので、水道管の敷設にかかる工事費やその財源となる企業債への借り入れなどとなります。次のページに移ります。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

記載の目的、水道事業、限度額1160万円。起債の方法、利率償還の方法は記載のとおりです。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費3685万6000円。次のページに移ります。

(他会計からの補助金)

第9条 地方公営企業法第17条の3の規定により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は119,616千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、2,747千円と定める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

続いて事項別明細書により説明致します。21ページをお開きください。収益的支出、1款水道事業費用は、3億4869万1000円で、前年度比2633万3000円、8.2%の増額となります。この内訳としまして、1項1目原水及び浄水費は水道の水源から浄水場に係る経費で、浄水場等、水道施設の運転管理経費を計上しており、水道施設の電気料金及び人件費、薬品費の高騰、また、取水施設点検調査業務委託料の追加等により、前年度比973万1000円の増額となります。22ページにまたがる2目配水及び給水費は配水管及び給水装置に係る経費で、職員3名分の人件費及び交換用量水器購入費、量水器交換工事費等を計上しておりますが、量水器購入台数の増及びボックスタイプへの量水器交換工事が増加となったことにより、前年度比1694万7000円の増額となり

ます。23ページにまたがる3目総係費は、職員2名分の人件費及び事務経費等を計上しておりますが、23ページ中段10節手数料、窓口収納手数料の増額により前年度と比較して430万8000円増額となります。24ページ、4目減価償却費は建物及び機器類等の固定資産減価償却費を計上しています。5目資産減耗費、6目その他営業費用は科目設定となります。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は企業債の償還利息、2目は消費税及び地方消費税を計上しています。3項1目過年度損益修正損は滞納から5年経過した水道料金不納欠損1件分190万2000円を計上。4項1目予備費については前年同額の50万円を計上しています。

次に20ページに戻りまして収益的収入を説明します。1款水道事業収益は3億9510万円で前年度比1985万3000円、5.3%の増額となります。この内訳としまして、1項1目給水収益は水道料金を計上しており、水道利用者が戸数にして80戸増加していることから58万2000円の増額。2目その他営業収益は給水工事手数料等を計上しており、新設φ13mm、30件分の増加を見込み、114万7000円増額となります。2項1目受取利息及び配当金は、預金利息として科目設定、2目補助金は一般会計繰入金として企業債償還金利息分などを計上し、3目雑収益は水道事業会計の経営安定化を図るための一般会計負担金及び臨空専用水道等給水施設の受託収入等を計上し、4目長期前受金戻入は、減価償却費に対する戻入分として8801万円を計上しています。以上の結果、収益的収支の差し引き4640万9000円を将来の施設更新に備えるべき財源、また、4条予算である資本的収支の補填財源として計上します。次に26ページの資本的支出ですが、1款資本的支出は1億3499万円で、前年度比4824万3000円26.3%の減額となります。主な内訳としましては、1項1目配水設備改良費は北進配水池実施設計業務委託及び北進浄水場自動運転制御システム更新工事の完了等により、3622万7000円の減額。2項1目企業債償還金は1287万8000円の減額となります。令和6年度の事業としましては、3節工事請負費は基幹管路耐震化整備工事、布設延長30mと沈砂池への分岐工事及び水道施設自動運転制御システムから取水量、配水量等のデータを集約するための中央監視システム更新工事ほか3913万8000円を計上するものとなります。2目営業設備費は、新築等による水道メーター器の新規購入費を計上しています。2項1目企業債償還金は起債償還金、元金を計上し、平成5年度借入分の起債償還終了により、前年度比1287万8000円の減額計上となります。3項1目予備費につきましては、前年同額の50万円を計上しています。

次に25ページに戻りまして、資本的収入を説明します。1款資本的収入は、5934万8000円で前年度比3423万3000円36.6%の減額となります。主な内訳としましては、1項1目企業債は起債対象事業費の減額により、2800万円の減額、2項1目他会計負担金は一般会計繰入金として、4基分の消火栓設置経費及び地方債償還金元金分の財源を計上していますが、償還元金の減額により前年度比623万3000円の減額となります。以上の結果、資本的収支の差し引

きで不足する額は、予備費の50万円を除き7514万2000円となり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額356万5000円、当年度損益勘定留保資金4724万8000円並びに減債積立金2432万9000円で補填するものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願い致します。

- 委員長（小笠原直治君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本会計については収益的支出からページごとに質疑を行います。21 ページをお開きください。21 ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（小笠原直治君） なければ22、23 ページ。

〔高山委員挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 高山委員。

- 10番（高山正人君） 私は5番の修繕費でメーターの交換修理かと思うのですが、歳入歳出予算の資料を見ながらこちらと照らし合わせなくてはいけなくて非常に複雑な流れになっているかと思うのですが、これはさっき説明を聞き洩らしたと私思って、交換の個数いくらかもう一度教えてください。

〔谷村水道課参事挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 水道課参事。

- 水道課参事（谷村英俊君） 修繕費についてはメーター器本体の購入となるのですが、メーター器の交換する工事の台数については早来地区で218台、追分地区で201台、それとは別にスマートメーター単価120円地区の郊外の検針をしているところがあるのですが、その郊外のメーターを変えるというところでスマートメーターの交換これが269台と積算しています。

〔高山委員挙手〕

- 委員長（小笠原直治君） 高山委員。

- 10番（高山正人君） ここの資料でいけばDXというところが外側の機器の装置ということでよろしいですか。はい。わかりました。

- 委員長（小笠原直治君） その他ありませんか。なければ24 ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) なければ収益的支出の質疑を終わり、収益的収入の質疑を行います。20 ページをお開きください。20 ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) なければ収益的支出及び収入の質疑を終わり、次に資本的支出の質疑を行います。26 ページをお開きください。26 ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) なければ資本的収入の

[高山委員挙手]

○10 番(高山正人君) すみません。

○委員長(小笠原直治君) 高山委員。

○10 番(高山正人君) 申し訳ありません。こちらの工事請負費のところですね。水道整備工事と書かれていて、これが管路の耐震化整備ということなのですが、この辺の中身がわからないので教えていただければと思います。

[谷村水道課参事挙手]

○委員長(小笠原直治君) 水道課参事。

○水道課参事(谷村英俊君) 継続している事業で水道管、配水管、導水管の耐震化を行っているものなのですが、2か所に分けておりました追分地区については水源から50mぐらいですかね沈砂池があるのですが、導水管から沈砂池につなぐ分岐の工事になります。それも耐震化ですね。それと早来地区については現状では栄町佐藤自工付近ぐらいのところの配水管を耐震化する予定で考えています。

[高山委員挙手]

○委員長(小笠原直治君) 高山委員。

○10 番(高山正人君) 耐震化というのはその他にもまだ敷設箇所というか交換

箇所はどれぐらいあるのか教えてください。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 基幹管路の中で耐震化があとどれぐらい残っているのかというご質問ですか。能登半島の地震から水道管の耐震化がどうなのか色々話に上がっていますが、安平町の現状では耐震化率 12%という状況になっています。国全体でも 41%とい低い数値となっています。2035 年には 60%まで国としても上げましようとは言っているのですが、なかなか地域差があってそこは上がらない状況ではあります、安平町としては少しずつでも耐震化を進めていくと。配水池の建設もそうなのですが耐震化を進めていきたいと考えています。

○委員長（小笠原直治君） よろしいですね。その他ありませんか 26 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければ資本的収入の質疑を行います。25 ページをお開きください。25 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） 以上で支出及び収入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 3点ほど伺いたいのですが、まず1点目は今年度の給水利益をどのように見ているか今後の見通しなどを含めというのが1点。あと2点目が今年度も未収金が増額している傾向にあるかなと思うのですが、昨年のご答弁どおりに頑張っており組みされているかと思うのですが、現状と今後についてどのようにお考えかが2点目。あと3点目は昨年のご答弁で令和4年度予算計上しているが、実際にかかる経費や施設更新や補助金、配水池実施計画、令和5年、令和6年概算要望が通れば浄水場の更新などもできるということややっていくということだったのですが、補助付くまでの延命とか現状でも北進で建て替えもあるので現在の水源がもつかも調査が必要だ、富岡も別のところを掘ったら水が出るかもしれないしと色々広域化も

踏まえて考えるとおっしゃっていて、財政も厳しいとおっしゃっていて、料金改定も必要あるということだったのですが、この料金改定については町民理解も考えるとおっしゃっていただいていたのですが、現在の進捗と町民理解をどのように得ていくのかこの点についてお願いします。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 1番と3番が給水利益のところと町の水道の料金に反映するような何か効率的な運用といった内容になってくるのかなと思うのですが、そこでいきますと色々やり方と言いますか方法はあるのですが、まず現状としては給水原価が343円で供給単価が213円となっています。この差をなくしていくことがまずは必要だと考えています。これって収益というか水が売れても得にならないとか純利益にならないものになってしまうので、その水道施設では効率化を図ることが必要ですねというところで給水人口に合わせた施設の適正化とか新たな地下水源の調査とか広域化による受水といったことを考えていかなければならないなと思っています。去年気になったのは三浦議員広域化に関しては安平町としてはよくある広域化というのが企業団に負担金を払って料金が高くなってしまってもそこから水を受水するということが多く見られますけど、安平町の考えとしては企業団に負担金を払うものではなくて自治体間の間で受水できればという想定のもとで考えているところです。あと効率化の面でいけばできることとすれば追分・安平の間で緊急連絡管が繋がっていますので、その水を通して安平地区まで追分の水を持ってくる。安平工業団地に通っている水が早来の水なのですが、これ早来の浄水場から安平の工業団地まで末端なので圧力がないんですね。そこで工業団地の手前でポンプ場を作っています。ポンプ場作って増圧をかけて工業団地まで送っていますので、これがもしも緊急連絡管で追分の水がそのまま増圧ポンプでかけなくてもそのまま自然の圧で安平の工業団地までいけば安平の増圧ポンプ場を停止できるかなとか、そういったところも考えてはいます。それと6年度に行う水質の調査によって良い水質が見つければ薬品費も抑えられますし、動力費も抑えられるかなと考えているところです。未収金については今回令和6年度で不能欠損を出させていただいています。毎回同じような答弁になってしまうのですが、未収金については滞納者と面談を多く実施しながら他の役場の部署ですね。税とか公住担当とかと色々協議しながら債権回収をしているところなのですが、なかなか今回は難しく、今回の特別損失については役場の中でもこれ平成28年度と令和元年度における企業1件分なのです。1件分の滞納で滞納から5年を経過した水道料金とはなっていますが、企業は既に倒産してしまして月額の水道料金40万を超える時もあったことから倒産が判明

した時点で給水を停止しました。その企業のの方が役場に来ていただいてその面談といいますか徴収について話し合いもしたのですが、なかなかそこは町としては徴収を続けますので、業者側としては払えませんということで平行線をたどった結果。ただ、こういった1件大きなものもありましたが、徴収と対策については継続して行っているところです。

○委員長（小笠原直治君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を認めます。反対の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） 討論なしと認めこれから採決いたします。本委員会に付託された議案第43号、令和6年度安平町水道事業会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） 異議なしと認め、よって議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（小笠原直治君） ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○委員長（小笠原直治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎ 令和6年第2回安平町議会定例会 議案第44号

○委員長（小笠原直治君） 本委員会に付託された議案第44号、令和6年度安平町下水道事業会計予算についてを議題と致します。説明を求めます。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） 議案第44号朗読

議案第44号

令和6年度安平町下水道事業会計予算について

令和6年度安平町下水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和6年度安平町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものである。

はじめに新年度予算の概要をご説明させていただきます。安平町公共下水道事業特別会計は国の要請により令和6年度から公益企業会計の適用を予定しています。そのため新年度予算では水道事業と同様法に基づく様式で作成した予算書となっています。また、実施事業の特徴としては安平地区での下水道新規整備も終盤を迎え、これに伴い建設事業費が大幅に減額となっており、現金の支出のない減価償却費を除いた支出の合計は前年度より約1億円の減額となっています。それでは別添の予算書をご覧ください提案説明させていただきます。予算書表紙裏面1ページから

令和6年度安平町下水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和6年度安平町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積、公共下水道事業178.1ha、特定環境保全公共下水道事業143.9ha。(2) 処理人口、公共下水道事業3189人、特定環境保全公共下水道事業2507人。(3) 年間総処理水量、公共下水道事業35万3187m³、特定環境保全公共下水道事業27万1445m³。(4) 建設改良費、公共下水道事業4679万7000円、特定環境保全公共下水道事業3005万1000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、総係費726千円の財源に充てるため、企業債700千円を借り入れた。

収入第1款、下水道事業収益6億7125万4000円。各項は記載のとおりです。
支出第1款、下水道事業費用6億4291万円。各項は記載のとおりです。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する15,792千円については当年度分損益勘定留保資金15,792千円で補填するものとする。)

収入第1款、資本的収入4億568万6000円。各項は記載のとおりです。支出第1款、資本的支出4億2147万8000円。各項は記載のとおりです。

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ5,248千円及び14,674千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は下水道事業、限度額1億3670万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとお

りと定める。

営業費用と営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費4399万3000円。

(他会計からの補助金)

第9条 地方公営企業法第17条の3の規定により、一般会計からこの会計への補助を受ける金額は180,491千円である。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

以上の条文につきまして補足説明をさせていただきます。第2条業務の予定量では、企業活動の業務の予定量を定めるもので、認可を受けている下水道事業種ごとに現状の処理面積等を示しております。第3条収益的収入及び支出では、1年度内における事業運営に係る費用と収入を整理したもので、収入では下水道使用料、他会計負担金・補助金など、支出では職員人件費や各下水道浄化センター等の維持管理経費、起債償還利子などが相当します。また、実際には現金の支出がない減価償却費や現金の収入がない長期前受金戻入も計上されます。第4条資本的収入及び支出では、企業債収入、施設の整備などの建設改良費、企業債元金償還などが相当するものとなります。また、この第4条では通常、支出に対し収入が不足となり、表記のように括弧書きで補填財源を予算書に明記します。第4条の2特例的収入及び支出は、地方公営企業法を適用した初年度に限り認められている予算で、官庁会計の令和5年度予算が3月末日に打ち切り決算となるため、未収金や未払金について予算に別条を設け、処理する経過措置となり、前年度会計の債務及び債権を予算化したものとなります。第5条以降は予算内容のとおりとなっております。

続いて事項別明細書により内容をご説明します。23ページをお開き願います。収益的支出から申し上げます。1款下水道事業費用は6億4291万円となります。この内訳としまして、1項1目管渠費は技術系職員人件費4人分、各施設修繕費、電子台帳としての下水道データベースに係る経費等の計上となります。次に24ページへわたる2目下水道処理場費は、各浄化センターの

備品、燃料、修繕費の他、運転・維持管理経費の計上となります。次に25ページへわたる3目総係費では、事務系職員1人分の人件費と共通事務経費、また、13節委託料では本会計の決算、次年度予算の点検を公認会計士事務所へ依頼するものと国の新たな要請により経営戦略改定の支援業務委託料の計上。15節負担金では口座振替手数料や水洗化工事に伴う改造補助金を計上しております。4目減価償却費は各処理区の下水道管路や処理場等の有形固定資産の償却費を計上しておりますが、こちらは現金の支出を伴わない費用となります。次に26ページへわたる2項営業外費用では、過去に借入した企業債及び一時借入金の利息、また、消費税及び地方消費税の納付予定額を計上しております。3項特別損失、1目その他特別損失は公営企業会計特有の経費計上で、担当職員の本年6月支給予定の賞与について、昨年12月から今年3月までが評価対象期間のためその分の賞与を。また、回収が困難と思われる債権を予算に計上するものとなります。4項1目予備費につきましては、前年同額の50万円を計上しております。次に22ページにお戻りいただき、収益的収入をご説明します。1款下水道事業収益は6億7125万4000円となります。この内訳としまして、1項1目下水道使用料は8775万3000円の計上となり、新システムのため前年度の額は記載されておりませんが、前年度比28万9000円の増額としております。2目他会計負担金は、早来処理区での雨水管路整備に伴うもので一般会計からの繰入が認められているものとなります。次に2項営業外収益、1目他会計負担金は説明欄に記載の職員人件費に係るもの及び起債償還利子につきましても一般会計からの繰入が認められております。2目他会計補助金は説明欄に記載の一般管理費、施設管理費、職員人件費、予備費の財源として、また、本会計では現在基金や積立金を持たないため会計運用繰入金として5000万円の補助を受けるものとなります。3目雑収益は科目設定のため。4目企業債は公営企業会計適用支援業務に充てるもの。5目長期前受金戻入は現金の収入はございませんが、支出の減価償却費に対し充てる戻入分として3億4173万3000円を計上しております。

次に28ページ資本的支出に移ります。1款資本的支出の合計は4億2147万8000円となります。この内訳としまして、1目建設改良費、1節委託料では新設工事や修繕工事に伴う家屋調査業務、国の要請による下水道施設への大雨等による内水区域の調査設計及び下水道本管の実施設設計の計上となります。また、2節工事請負費では、安平地区での本管新設整備工事を1件及び公共ますの追加費用、また、追分地区での本管補修工事1件の計上となります。2目処理場建設費は、第2期ストックマネジメント支援制度に伴う設計委託料の計上となります。2項1目企業債償還金は過年度の企業債借入に伴うもの。また、一般会計の財源負担軽減のため借入れしている平準化債の元金の償還となります。

次に27ページに戻りまして資本的収入に移ります。1款資本的収入の合計は、4億568万6000円となります。この内訳としまして、1項1目企業債は事

業実施の財源として5120万円を借り入れるもの。2目資本費平準化債は一般会計の負担軽減のため企業債の元利償還金に充てる財源として8480万円の借入を計上しております。2項補助金、1目国庫補助金は補助対象事業に対しての交付金で、2目他会計補助金は一般会計からの下水道整備に係る不足財源の計上となります。3項負担金及び分担金、1目受益者負担金は早来・安平地区に係るもの。2目受益者分担金は追分地区に係るものとなります。4項他会計負担金は起債償還元金について一般会計からの繰入が認められているもので2億3570万4000円の計上となります。なお、資本的収支の差引で不足する額は1579万2000円となりますが、2ページ第4条にて当年度分損益勘定留保資金で補てんするものと明記しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 委員長（小笠原直治君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本会計については収益的支出からページごとに質疑を行います。23ページをお開きください。23、24ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（小笠原直治君） なければ25、26ページ。

（「なし」の声あり）

- 委員長（小笠原直治君） なければ27、28ページ。

（「なし」の声あり）

- 委員長（小笠原直治君） なければ収益的支出の質疑を終わり、収益的収入の質疑を行います。22ページをお開きください。22ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（小笠原直治君） なければ収益的支出及び収入の質疑を終わり、次に資本的支出の質疑を行います。28ページをお開きください。28ページで質疑はありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 高山委員。

○10番（高山正人君） これ見にくくてよくわからないのですが、管を埋設することで工事が行われることはわかるのですが、これだいで進んできて残り僅かだというお話を聞いていますが、残りにして今年の予算が1億円減ったということになれば残り次やるとしてもそんなに量はないのかなど。いつ完成するというか終わるとするかあとどれぐらい残っているのか教えてください。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） 只今ご質問のまだ未整備のパイプラインについて、今の見通しでは令和6年度で一旦パイプラインの整備が終わる予定としています。終わるとするかその他に事業としては処理場の改築工事もやっていますので、全く全部が終わるわけではありません。ただ、ここ1年ぐらい下水道の認可の範囲ではあるのですが、末端の部分、住宅がないところは先行で整備はしておりません。ただ、そういったところに住宅やアパートの建設のご相談が数件来ています。また増えると思いますので、一応下水道の整備の計画エリアであればなるべくそれに対応するように例えば令和7年度に新規整備、パイプラインの工事がまた計上するとか、もしくは6年度の末にまた追加で計上させてもらうとかそういうふうに考えています。ただ、全般的に言えることは計画のエリアは割と広いのですが、私道だとか住宅のないところはまだ整備していませんので、それらは状況に応じて整備する予定としています。

○委員長（小笠原直治君） よろしいですか。28ページではありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければ資本的収入の質疑を行います。27ページをお開きください。27ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） 以上で支出及び収入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 2点確認させていただきたいのですが、まず今年度から企業会計に移行されたと思うのですが、移行する時も大変だったと思いますが、今後の会計処理の体制について引継ぎ含め十分な体制が取れるのかどうかが1点。2点目が企業会計に移行して財政状況がより明確にわかるようになったと思いますが、全体の今後の見通し含めどのように見ているかこの2点について伺います。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） ご質問の1点目、企業会計に移っての事務的な処理ということですが、今下水道会計は当然経験者はおりません。ただ、水道会計には企業会計に移って数年経っていますのでアドバイスと言いますか色々教えていただきながら実際的にスタートする形になると思います。ただ、事務作業は倍に貸方借方の考え方で複式簿記となるものですから複雑にはなると思います。また、今後の財政的な話なのですが、国は地方に対して次の段階で令和6年度から7年までに具体的な経営戦略を策定するように要請してきています。経営戦略の中身については歳出に対して歳入がいくら足りないだけではなくて、将来的な人口の推計ですね。人口推計やら施設の統合やら全て含めた形での経営戦略となるものですから、それらをもって料金改定を行うのであれば経営戦略ができあがってからの具体的な話にはなると思います。以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 2点目の質問に対してなのですが、経営戦略が出てから料金改定も含め精査されるということで、上水道の方もこれから値上がりになってくると思うのでふんばれるだけふんばっていただいて良い方法になるべく上がらない方法で考えていただけたらと思いますがいかがですか。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○委員長（小笠原直治君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） 今の状況をご説明しますと安平町の下水道使用料は胆振日高管内では平均的なレベルです。例えばこれを20%値上げするとなれば胆振管内で一番高い団体の額に迫ってしまいます。なのでなるべく社会情勢等を見ながら十分に検討していきたいと考えています。

○委員長（小笠原直治君） よろしいですか。あとはありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を認めます。反対の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） 討論なしと認めこれから採決いたします。本委員会に付託された議案第 44 号、令和 6 年度安平町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。よって議案第 44 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎ 閉会宣言

○委員長（小笠原直治君） 以上をもちまして本特別委員会に付託された令和 6 年度安平町一般会計、3 事業特別会計、水道及び下水道事業会計予算の審査を全て終了いたしました。それぞれの審査を行った結果については、本会議において全会計とも原案のとおり可決すべきものと決定したことを報告いたします。尚、それぞれの審査の過程で各委員から出された意見、提言などについては予算執行時に活かされますことを期待を致します。委員の皆さん並びに町長をはじめ職員の皆様のご協力によりまして無事に委員会を終了することができました。心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。これをもって予算審査特別委員会を閉会します。大変ご苦勞様でした。尚、議長から本会議を午後 1 時 40 分から再開するとの報告を受けていますのでお知らせをします。

閉会 午後 1 時 25 分

会議の経過を記録してその相違ないことを証するため、安平町議会委員会条例第26条第1項及び安平町議会会議規則第123条の規定を準用し、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

副委員長

署名委員

署名委員
